

# 老人医療費助成受給者証の交付について

1割

あなた様からの「老人医療費助成 受給者証交付申請」を認定しましたので、受給者証を交付いたします。

## 《老人医療費助成について》

### 1 医療機関で受診するとき

県内の医療機関で受診する場合、健康保険証（被保険者証）・老人医療費助成受給者証（医療機関窓口にご提出ください）。

医療機関の窓口で、保険診療分の自己負担額（3割）のうち、一部負担金1割（患者負担額）をお支払いください。その他（2割）は、市が助成し、医療機関に支払います。※なお、一部負担金は、有効期間内においても変更となる場合があります。

#### 【助成の範囲（一般）】



※新潟市助成額 = ①対象医療費10割 - ②保険給付額7割 - ③患者負担額1割

#### 【助成の範囲（前期高齢者）】



※新潟市助成額 = ①対象医療費10割 - ②保険給付額8割 - ③患者負担額1割

### 2 医療費の助成申請について

1ヶ月に医療機関に支払った一部負担金（患者負担額）が、下記の自己負担限度額を超えた場合は、申請（老人医療費助成申請書）により超過額が払い戻されます。

		自己負担限度額（月額）	
		外来	外来＋入院
一般 (住民税課税者)	I	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円（4回目以降44,400円）
住所得者 (住民税非課税者) ※控除適用認定証 の申請が必要	II	8,000円	24,600円 世帯の全員が住民税非課税である人。 世帯の全員が住民税非課税で、各種収入から必要経費・控除を差し引いた各所得が0円となる人。 (ただし、公的年金にかかる所得については控除額を80万円として計算)
		8,000円	15,000円

※ 自分なり自己負担限度額が知りたい場合は、限度額適用認定を申請されるか、お問合せください。

#### 【限度額適用認定証】～入院の際に必要です～

●住民税が非課税の方は、入院された際「限度額適用認定証」を提示することにより自己負担限度額が上記表のとおり軽減されます。

入院の予定がある方は下記窓口で申請をしてください。

◎必備なもの：健康保険証、老人医療費助成受給者証、印鑑

◎受付窓口：各区役所 区民生活課（中央区は窓口サービス課）

※入院時の食事の減額については、別に申請が必要です。ご加入の保険者にお問い合わせください。（新潟市国民健康保険にご加入の方は、各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）でお手続きできます）

※次の場合、その場での助成が受けられませんので、後日、医療費助成の手続きが必要になります。

- ◎医療機関に受診した際、受給者証を持参しなかった場合
- ◎県外の医療機関で受診した場合
- ◎老人医療費助成を申請した月の認定前の受診で、その月の間に払い戻しが受けられなかった場合
- ◎1ヶ月に医療機関に支払った一部負担金の合計が、自己負担限度額を超えた場合（高額療養費）

### 3 医療費助成の手続きをするとき

#### (1) 必要なもの

- (1) 老人医療費助成受給者証
- (2) 健康保険証
- (3) 領収書等原本（診療点数、自己負担額、入院期間などが記載されているもの）
- (4) 預金通帳（受給者名義のもの）

(2) 受付窓口：各区役所 区民生活課（中央区は窓口サービス課）、各出張所、各連絡所

#### (3) 領収書の添付について

領収書を添付する際は、できるだけ1ヶ月単位でまとめてご提出ください。

（医療機関ごとに1ヶ月単位でまとめて領収書をご提出ください）

補装具申請以外の場合は、コピー後に領収書原本をお返しいたします。

#### (4) 助成金の支払日

毎月25日払（土日祝に当たる場合は翌営業日）で、指定した口座に振り込まれます。

ただし、レセプト審査後の支払となりますので、通常、診療月の2カ月後以降の支払となります。

#### (5) 助成の対象にならないもの

健康診断の目的で行う診療や、健康保険が適用されない診療の費用。

### 4 受給資格の変更等について

住所、氏名、健康保険等の変更があった場合は、受給者証のほか、健康保険証をお持ちになって、すみやかに市の取り扱い窓口で手続きをしてください。この手続きをしないと、医療費の助成が受けられないことがあります。

ひとり暮らしの方については、ひとり暮らしでなくなった場合、および特別養護老人ホーム・ケアハウスへ入所した場合は、一部を除き受給資格喪失となりますので、受給者証を返還してください。

### 5 期新手続きについて

15歳になるまで、毎年8月1日に受給者証の更新があります。来年も受給者の方には6月下旬に申請書類を郵送いたしますので、現在の状態（ひとり暮らし等）が継続する方は、再度申請を行ってください。

【問い合わせ】～～住所地の各区役所 または 市役所保険年金課へ～～

北区役所	区民生活課 給付担当	☎(025) 387-1275
東区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 250-2265
中央区役所	窓口サービス課 給付係	☎(025) 223-7149
江南区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 382-4235
秋葉区役所	区民生活課 給付担当	☎(0250) 25-5676
南区役所	区民生活課 保険年金係	☎(025) 372-6135
西区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 264-7243
西蒲区役所	区民生活課 保険年金係	☎(0256) 72-8336
新潟市役所	保険年金課 高齢者医療係	☎(025) 226-1081

# 老人医療費助成受給者証の交付について

2割

あなた様からの「老人医療費助成 受給者証交付申請」を認定しましたので、受給者証を交付いたします。

## 《老人医療費助成について》

### 1 医療機関で受診するとき

県内の医療機関で受診する場合、健康保険証（被保険者証）・老人医療費助成受給者証を医療機関窓口にご提出ください。

医療機関の窓口で、保険診療分の自己負担額（3割）のうち、一部負担金2割（患者負担額）をお支払いください。その他（1割）は、市が助成し、医療機関に支払います。※なお、一部負担金は、有効期間内においても変更となる場合があります。

#### 【助成の範囲】



### 2 医療費の助成申請について

1ヶ月に医療機関に支払った一部負担金（患者負担額）が、下記の自己負担限度額を超えた場合は、申請（老人医療費助成申請書）により超過額が払い戻されます。

区分	年齢	自己負担限度額（月額）	
		外来	外来+入院
一般 （住民税課税者）	II	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降44,400円)
低所得者 （住民税非課税者） ※「限度額適用認定証」 の申請が必要	II	8,000円	24,600円 世帯の全員が住民税非課税である人。
	I	8,000円	15,000円 世帯の全員が住民税非課税で、各種収入から必要経費・控除を差し引いた各所得が0円となる人。 (ただし、公的年金にかかる所得については控除額を80万円として計算)

※ 自分の自己負担限度額が知りたい場合は、限度額適用認定を申請されるか、お問合せください。

#### 【限度額適用認定証】～入院の際に必要です～

- 住民税が非課税の方は、入院された際「限度額適用認定証」を提示することにより自己負担限度額が上記表のとおり軽減されます。  
入院の予定がある方は下記窓口で申請をしてください。
- ◎必須な物：健康保険証、老人医療費助成受給者証、印鑑
- ◎受付窓口：各区役所 区民生活課（中央区は窓口サービス課）

※入院時の食事の減額については、別に申請が必要です。ご加入の保険者にお問い合わせください。（新潟市国民健康保険にご加入の方は、各区役所区民生活課でお手続きできます）

◆次の場合、その場での助成が受けられませんので、後日、医療費助成の手続きが必要になります。

- ◎医療機関に受診した際、受給者証を持参しなかった場合
- ◎県外の医療機関で受診した場合
- ◎老人医療費助成を申請した月の認定前の受診で、その月の間に払い戻しが受けられなかった場合
- ◎1ヶ月に医療機関に支払った一部負担金の合計が、自己負担限度額を超えた場合（高額療養費）

### 3 医療費助成の手続きをするとき

#### (1) 必要なもの

- ① 老人医療費助成受給者証
- ② 健康保険証
- ③ 領収書等原本（診療点数、自己負担額、入院期間などが記載されているもの）
- ④ 預金通帳（受給者名義のもの）

(2) 受付窓口：各区役所 区民生活課（中央区は窓口サービス課）、各出張所、各連絡所

#### (3) 領収書の添付について

領収書を添付する際は、できるだけ1ヶ月単位でまとめてご提出ください。

（医療機関ごとに1ヶ月単位でまとめて領収書をご提出ください）

補装具申請以外の場合は、コピー後に領収書原本をお返しいたします。

#### (4) 助成金の支払日

毎月25日払（土日祝に当たる場合は翌営業日）で、指定した口座に振り込まれます。  
ただし、レセプト審査後の支払となりますので、通常、診療月の2カ月後以降の支  
払となります。

#### (5) 助成の対象にならないもの

健康診断の目的で行う診療や、健康保険が適用されない診療の費用。

### 4 受給資格の変更等について

住所、氏名、健康保険等の変更があった場合は、受給者証のほか、健康保険証をお持  
ちになって、すみやかに市の取り扱い窓口で手続きをしてください。この手続きをしな  
いと、医療費の助成が受けられないことがあります。

ひとり暮らしの方については、ひとり暮らしでなくなった場合、および特別養護老人  
ホーム・ケアハウスへ入所した場合は、一部を除き受給資格喪失となりますので、受給者  
証を返還してください。

### 5 更新手続きについて

70歳になるまで、毎年8月1日に受給者証の更新があります。来年も、受給者の方に  
は6月下旬頃に申請書類を郵送いたしますので、現在の状態（ひとり暮らし等）が継続す  
る方は、再度申請を行ってください。

【問い合わせ】～～住所地の各区役所 または 市役所保険年金課へ～～

北区役所	区民生活課 給付担当	☎(025) 387-1275
東区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 250-2265
中央区役所	窓口サービス課 給付係	☎(025) 223-7149
江南区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 382-4235
秋葉区役所	区民生活課 給付担当	☎(0250) 25-5676
南区役所	区民生活課 保険年金係	☎(025) 372-6135
西区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 264-7243
西蒲区役所	区民生活課 保険年金係	☎(0256) 72-8336
新潟市役所	保険年金課 高齢者医療係	☎(025) 226-1081